

流人の結婚について

松尾 寿

はじめに

江戸時代に「遠島ハ死刑ニ続キ重キ儀⁽¹⁾」といわれたように、近世刑罰体系のうち遠島は死刑（磔・獄門・死罪・下手人）につぐ重刑であった。それだけに流人は、家族・親類・縁者などから切り離されて、精神的にも肉体的にも死刑にも似た苦痛をなめさせられたとされている。遠島の刑期は無期限であるから、流人は流刑地で一生を過ごしその地に果てる運命にあつたが、將軍家の慶弔行事の際などに赦免の恩恵にめぐまればはれて故郷に帰り、昔ながらの生活にもどれた。この「いつか赦免になるかもしれない」という一縷の望みを抱いて生活できるということが、死刑より軽いとされた所以であろう。したがってかずかずの不自由を強いられて、とても通常の結婚生活などは望めなかつたであろうと考えられている。

これまで流人の結婚については「水汲女」という事実上の妻の存在が指摘されてきた⁽²⁾。水汲女を差置くことは、「現存するほとんどすべての『流人申渡書』が厳禁している⁽³⁾」ので、事実上の妻であつて

も、いわば非公認の内縁関係である。従来の研究では、このような禁令が度々出されるということ自体、禁令が守られず事実上多くの流人が妻帯したことを表すとして、暗黙の了解のもとでの流人の結婚を肯定的に認める見解が多い。ところが同じく流人の島である隠岐島については流人の妻帯の事実がしばしば指摘されるとともに、公簿である「村々流人妻子宗門改証拠帳」の存在から、ここでは他の流人島と異なり流人の妻帯が公に認められていたとされている⁽⁴⁾。隠岐流人の妻帯の事実を最初に指摘した横山弥四郎は「婚姻の手続など如何様に行われたものであるか、又その結婚も、自由であつたか、不自由であつたかは、それに関する古文書を見ないから何とも言えないが」とことわりながら、「流人妻子宗門御改証拠帳」にのせられた、流人夫婦一島で結ばれた一などは、公的に確認されたものとみてよい⁽⁵⁾。として、文政六年三月の証拠帳に総計一四人の流人夫婦の宗門関係が届けられていることを指摘している。

ところが、この文政六年三月の証拠帳⁽⁶⁾にある一四名の流人妻（後家を含む）の結婚時期はいずれも寛政十二年から享和二年までの三

年間にまとまっており、結婚後二十二年以上を経過したものばかりで、自由な結婚ということからすれば、二十二年間流人の結婚がなかったのはいかにも不自然ということになる。その後の研究で隠岐流人の結婚の公認がいわれるのは、この横山の指摘を根拠としたものであるが、横山もことわっているように、断片的な史料からの推論であつて、隠岐流人夫婦を総体として検討したものとはなっていないのである。

そのため、本稿においては隠岐島前⁽⁸⁾における流人の結婚については未確認の夫婦も含めてできるだけ総体として明らかにし、いわゆるところの結婚の自由とは何であつたのか、結婚の公認と実態の意味について考察したい。

一 流人の結婚の実例

隠岐は古代以来流刑の島であり、古くは遣唐大使と仲違いしたため病氣と称して副使の任務を放棄した罪を問われた小野篁（八三八年）、承久の乱の責任を問われた後鳥羽上皇（一二二一年）、元弘の乱の責任を問われた後醍醐天皇（一三三二年）、遊蕩を理由に流罪となつた飛鳥井雅賢（一六〇九年）、部下の密貿易が発覚して責任を問われた末次平藏茂朝（一六七六年）など、近世初期までは身分的に社会の上層部に属する人たちが目立って配流されている。近世になると一般庶民の流人が多くなってくるが、「公事方御定書」下巻（御定書百箇条）の編纂以前は東日本からの流人が多く、それ以後は西日本からの流人に限定された。

これらの流人が現地で隠岐の女性と結婚した事実が確認できる最

初の史料は、安永四（一七七五）年三月の「嶋前村々流人妻子宗門改証拠帳」である。それによると、その時点では宇賀村しま（六九歳）、豊田村いき（五七歳）、崎村たる（五三歳）の三人が流人の子として生存していた。しまは流人末次平藏と別府村徳左衛門娘とが九四年以前（天和元年になる）に夫婦となり、その間に生まれた女子である。いきの両親の結婚の時期はわからないが、父は流人上総国西野村五兵衛悻無宿又助（寛保元年死亡）、母は某（享保十七年死亡）である。たるの両親の結婚時期もわからないが、父は奥州福島又右衛門（享保十四年死亡）、母は崎村卯平次の名子（明和元年死亡）である。安永四年三月現在この三名の流人の子しかおらず、いずれも遺児であつて、夫婦はいないということになる。その他、享保五（一七二〇）年十月に宇津賀村の女性が男の子一人を連れて流人新九郎と結婚し⁽¹⁰⁾、十二年後の享保十七年には新九郎の子は三人になっていることがわかつている⁽¹¹⁾。近世中期以前の流人の結婚については現在のところ右に挙げた以上のことはわからないが、極めて少数であるにせよ特定の流人が現地の女性と結婚し、子どもももうけていたことは事実である。流人妻となつた女性は連れ子とともに、また流人との間に生まれた子とともに「流人妻子宗門改帳」に記載せられ、村の宗門改帳からは除かれた。史料を欠くので断定はできないが、中期以前における流人の結婚は、事実上は別として公的にはそれほど多くはなかつたと思われる。

ところが、第1表に見られるように、寛政十二（一八〇〇）年から享和二（一八〇二）年にかけての三年間に集中して、二〇組もの流人夫婦が誕生した。この一覧表は安永四年から天保七年まで点々

第1表 近世後期島前流人のうち現地で隠岐女性と結婚した流人一覧

結婚年代	配属村	番号	流人	年齢	身分	結婚相手(年齢)	婚姻終了理由	夫婦期間	
寛政12 (1800)	海士	1	難波の仁三事 佐兵衛	35	百姓・無宿	海士村友五郎妹ちよ (29)	文政9年赦免、 離縁	26年間	
		2	源次郎	41	穢多・無宿	海士村三九郎姪かめ (40)	文政9年赦免、 離縁	26年間	
	知夫里	3	五兵衛	55	商人・隠居	知夫里村次兵衛姉かん (29)	文政9年赦免、 離縁	26年間	
	浦之郷	4	非人長吉事 吉兵衛	43	百姓・非人 無宿	浦之郷村伊左衛門妹 きわ(46)	文政8年死亡、 後家	25年間	
		5	清吉	40	百姓・無宿	浦之郷村女ひさ妹す て(35)	文政9年赦免、 離縁	26年間	
享和元 (1801)	海士	6	吉田屋次兵衛	46	大工職人	海士村金四郎妹なつ (30)	文政2年死亡、 後家	18年間	
		7	新蔵	30	商人・非人	海士村清九郎娘おと (22)	文政11年死亡か、 後家	27年間 以上	
		8	新助	35	商人・無宿	海士村宇平太姉さい (33)	文化13年妻死亡	15年間	
	崎	9	惣吉	44	商人・無宿	美田村利左衛門伯母 そめ(47)	文化13年妻死亡	15年間	
	知々井	10	竹文事文吉	33	職人・無宿	別府村長八姪とら (29)	享和2年妻死亡 か	1年間 ?	
	知夫里	11	高田屋彦四郎	56	商人	知夫里村浜右衛門娘 とめ(19)	文化5年死亡	7年間	
		12	西条左右衛門	50	浪人武士	知夫里村半十郎娘し ち(19)	文政10年死亡、 後家	26年間	
	美田	13	肴屋太四郎事 利兵衛	43	商人	別府村源六娘たま (33)	享和2年死亡、 離縁か、享和3 年赦免	1年間	
		14	平野屋新助	45	商人	別府村善十郎姉きわ (33)	文政9年赦免、 離縁	25年間	
	宇賀	15	大坂屋吉兵衛	48	商人	宇賀村兵三郎娘ため (25)	文化8年処刑、 後家	10年間	
		16	槌之助	40	百姓	宇賀村善三郎後家か め娘しな(19)	天保13年に夫婦 とも健在	35年間 以上	
	享和2 (1802)	崎	17	長吉	35	当時無宿	崎村長八姉まん妹よ し(25)	文政9年赦免、 離縁	24年間
		知々井	18	八尾の丑	46	無宿・髪結	崎村忠五郎姪しな (36)	文政8年妻死亡	22年間
		知夫里	19	山形屋平助	44	町用人	知夫里村新九郎従妹 しな(28)	享和3年赦免、 離縁	1年間
		美田	20	加賀屋松之助	43	商人	美田村文八妹とら (31)	文政9年赦免、 離縁	24年間

(注1) 流人夫婦番号10の文吉・とらについては「別府村長八姪とら宗旨送状」、その他の流人夫婦については安永4年から天保7年までの「嶋前村々流人妻子宗門改証契帳」(文政6年のみ松浦家文書)、「流人妻子寄目録控」などによる。

(注2) 流人の身分については「流人科口書」、死亡、離婚、赦免などについては「流人死亡口上書」「流人妻子死亡帳」「流人妻子離縁状控」のほか一連の赦免関係史料による。

と残る「流人妻子宗門改証扱帳」などによつたものであり、享和三年以降は新しい夫婦は生まれていない。何故この三年間に急増し、かつその後皆無なのであろうか。

寛政十二年六月に島後周吉郡釜村の庄屋・年寄・惣百姓から大庄屋宛に出された請書の中に次のような一節がある。

一流人之妻ニ罷成候者ハ流人妻子帳ニ載可差出与申儀者度々申渡、間近ク去末年茂申渡候処、一向不相守趣、已来弥於相聞ハ庄屋越度可申付候間、西宗門改与ハ吉人茂不洩様急度可書出事、

すなわち、従来から隠岐の女性が流人と結婚したならば「流人妻子帳」に記載して提出するようにと申し渡しており、去年（寛政十一年）にも申し渡したばかりであるにもかかわらず、一向に守られていないようである。もしこれに背くならば庄屋の過失とするので、来年の宗門改め（隠岐の場合三月に帳作成）からは必ず記載するようによせよというのである。おそらく預かり領主である松江藩から隠岐全体に通達が出されたものと見られる。したがって、従来「流人妻子帳」に記載されなかった非公然の夫婦が、急に記載されるようになったとも考えられるが、島前の場合は寛政十二年から突然のようにならぬ。翌年には一一組、翌々年には四組の夫婦が成立し、それ以後は現れないので、寛政十一年以前と享和三年以後は流人夫婦が誕生しても記載しなかつたと見るよりも、近世後期流人の公認結婚が右の三年間に集中していたと見る方が妥当であらう。

二 結婚した流人の前歴と罪状

島前で現地の女性と結婚をした流人は、どのような出自であつた

のであろうか、彼らが流人のなかでも特別選ばれた流人であつたのかどうか、第1表の流人の順序にしたがつて彼らがどのような罪で、いつ隠岐へ流されて来たのかについて見てみよう。

1 無宿難波の仁三事佐兵衛 寛政元（一七八九）年閏六月着岸。海士村。

初犯 窃盗。入墨。

再犯 盗品預かり。二十四か国御搆追放。

三犯 御搆場所徘徊罪。遠島。

2 無宿穢多源次郎¹³ 天明五（一七八五）年八月着岸。海士村。

大和国添下郡田中村之内野崎村出身。罪状未詳。

3 五兵衛 寛政六（一七九四）年六月着岸。知夫里村。

大坂長町八丁目淡路屋作兵衛借屋石川屋清兵衛倅。親の跡を

継ぎ油小売り商売。家督を倅藤吉に譲り自分は隠居。

友人仲間と博奕、寺銭配分の罪で遠島。

4 非人長吉事吉兵衛 天明四（一七八四）年七月着岸。浦之郷村。

安芸国安芸郡御手洗村百姓長兵衛倅。罪状未詳。

5 無宿清吉 寛政元（一七八九）年閏六月着岸。浦之郷村。

越前国勝郡勝見村百姓津右衛門倅。身持ち方埒で勘当され、

摂津国大坂表に出、西成郡袴屋新田百姓勘兵衛方で奉公。二

年ほどで暇をとり大坂で日雇い生活。

初犯 盗品売買。入墨。

再犯 盗銭運搬。二十四か国御搆追放。

三犯 御搆場所徘徊罪。遠島。

6 吉田屋次兵衛 寛政七（一七九五）年七月着岸。海士村。

- 撰津国河辺郡伊丹鍛冶屋町吉田屋次郎兵衛忰。親の代より大工渡世。
- 自宅を博奕場所に提供、宿賃を受け取った罪で遠島。
- 7 非人新蔵¹⁴ 寛政六(一七九四)年六月着岸。海士村。
大坂阿波座堀信濃町尾張屋新兵衛忰。菓子商売。
初犯 他人と結婚した恋人と愛の逃避行。入墨、非人手下。
再犯 口論のうえ傷害。遠島。
- 8 無宿新助 寛政元(一七八九)年閏六月着岸。海士村。
大坂南堀江橋通七丁目淡路屋長兵衛借屋明石屋新兵衛忰。親と相談し同国東成郡中道の素麵屋仁右衛門借屋で古手商売。
初犯 大坂本町で通りがかりに木綿五〇反窃盗。入墨。
再犯 盗品売買。二十四か国御構追放。
三犯 御構場所徘徊罪。遠島。
- 9 無宿惣吉¹⁵ 天明四(一七八四)年七月着岸。崎村。
京都高倉通夷川上ル町加賀屋平助忰。同所東洞院通夷川上ル町呉服商三文字屋清光方へ手代奉公。
初犯 店の絹八〇疋盗み出し。入墨、二十四か国御構追放。
再犯 御構場所徘徊罪。遠島。
- 10 無宿竹文事文吉 寛政七(一七九五)年七月着岸。知々井村。
大坂唐物町四丁目竹屋文助忰。竹細工渡世。自分の代に身持ち放埒で家財残らず売り払い無宿となるが、以前から心安い同所上町馬場尼崎屋ぬいに頼まれ、ぬい方へ同居。
野崎観音境内茶屋で酒を飲み、足を踏まれて口論・喧嘩となり、相手に渡世困難なほどの傷を負わせた罪で遠島。
- 11 高田屋彦四郎 寛政九(一七九七)年六月着岸。知夫里村。
松平周防守領分石見国那賀郡浜田松原浦高田屋惣左衛門忰。法度の唐物売買を引き受け世話をした罪で遠島。
- 12 脇屋次郎右衛門事西条左右衛門 寛政九(一七九七)年六月着岸。知夫里村。
但馬国出石藩仙石越前守家来秋山喜兵衛忰。家出して京都に出、高台寺門前下河原町北村屋良左衛門貸座敷を借りている井筒屋ひてのもとで夫として生活。
伏見宮家来小川図書頭に頼まれ、宮家に召し抱えを希望する河合雲和という者の保証人として「仙石越前守家来脇屋次郎右衛門」と偽名を使い偽りの親類請印をした罪で遠島。
- 13 肴屋太四郎事利兵衛 寛政三(一七九二)年七月着岸。美田村。
保科越前守領分撰津国豊嶋郡新免村肴屋利兵衛忰太四郎。親の死後利兵衛と改名。家財焼失。弟の同郡原田村百姓吉蔵方で十年余り過ごしたのち新免村糘屋源吉借屋を借り肴屋商売。知人に見徳(賭け勝負)を持ちかけられ幫助した罪で遠島。
- 14 平野屋新助 寛政五(一七九三)年八月着岸。美田村。
大坂堂嶋天満屋新七忰。薬種商売に行きづまり、同所長堀清兵衛町阿波屋忠右衛門借屋へ宅替え、平野屋新助と改名。薩州問屋で唐物取扱をしていた同町備前屋藤次郎が病気のため代わって世話役を引き請けていた。
- 15 不正の唐物(密輸品) 商売の罪で遠島。
大坂屋吉兵衛 寛政六(一七九四)年六月着岸。宇賀村。
大坂長町七丁目大坂屋伊兵衛忰。山家屋勘兵衛借屋で小間物

商売渡世。

友人仲間と博奕、寺銭配分の罪で遠島。前掲五兵衛の仲間。

16 槌之助 寛政十(一七九八)年七月着岸。宇賀村。

備中国小田郡富岡村百姓藤十郎倅。同村に別家を設け百姓渡世。

博奕胴取りの罪で遠島。

17 当時無宿長吉 寛政八(一七九六)年七月着岸。崎村。

江戸京橋疊町大坂屋五郎兵衛倅。大坂に出て、大坂加番内藤

山城守中間に召抱えられ武家奉公。

加番鳥居丹波守足輕部屋で廻胴博奕に加わった罪で遠島。

18 無宿八尾の丑⁽¹⁶⁾ 寛政四(一七九二)年六月着岸。知々井村。

河内国渋川郡八尾地内町たばこ屋惣五郎倅。身持ち放埒で家出。大坂新町吉原で髪結い渡世。

初犯 友人とかるた博奕。入墨、二十四か国御搦追放。

再犯 御搦場所へ立ち帰りがかるた博奕。遠島。

19 山形屋平助 寛政四(一七九二)年六月着岸。知夫里村。

京都仏光寺通大宮西入町井筒屋清兵衛倅。九歳のとき同所烏丸六角下ル町町用人町中借屋平助の養子となり、平助跡役で町用人を勤める。

町内に住む万屋伊兵衛に頼まれ博奕のために座敷を貸した罪で遠島。

20 加賀屋松之助 寛政六(一七九四)年六月着岸。美田村。

大坂長町六丁目加賀屋徳兵衛倅。同所樽屋文右衛門借屋に住み、餅屋渡世。

友人仲間と博奕、寺銭配分の罪で遠島。前掲五兵衛の仲間。

以上の前歴と罪状を見てもこれといった特徴はない。結婚までの在島期間がもつとも長いのは惣吉の十七年間、もつとも短いのは槌之助の三年間であるが、現地で結婚しなかった流人には十七年以上の在島流人もおれば二年以内に着島した流人もおり、在島期間の長さによって結婚の可否が決まったわけではない。

身分についても武士一名、武家奉公人(当時無宿)一名、百姓三名(無宿二名を含む)、町用人一名、職人三名(無宿二名を含む)、商人八名(無宿二名を含む)、穢多(無宿)一名、非人二名(無宿一名を含む)で、商人の比率が高いとはいえず、さまざまな身分のものが結婚しており、身分の高低によって結婚の可否が決まったわけでもない。第1表に見たように、結婚相手の身分もすべて村の女性(おそらく百姓)で、格別身分差があるとは見られない。結婚に関して見るかぎり、流人という一種の身分的まとまりがあったとはいえず、そのなかではいわゆる士・農・工・商・穢多・非人という身分による差別はなかったといえよう。

伊豆七島では見届物があつたり、いい腕を持っていたりして、生活に余裕のある流人の場合には水汲女と同棲しやすかつたといわれる⁽¹⁷⁾。隠岐の場合、その事情を見るために、かりに彼らの着岸時の財産ともいふべき持ち物を調べてみると第2表のようである。貨幣量のみからすれば、武士の西条左右衛門、百姓の槌之助、商人の利兵衛、新助、平助らは当時の着岸流人の持つ平均的貨幣量より若干多いし、現地結婚流人に商人が多いことから、経済的に恵まれた連中が結婚しやすかつたという傾向が見られなくもないが、無宿・

第2表 現地結婚した流人の着島時持ち物(判明分)

番号	流人	持ち物
1	難波の仁三事佐兵衛	雑物2個、銭500文
5	無宿清吉	雑物2個、銭500文
8	無宿新助	雑物2個、銭3貫500文
11	高田屋彦四郎	雑物6個(但し明荷とも)、銭700文
12	西条左右衛門	雑物3個(但し明荷とも)、銀122匁3分、銭500文
13	肴屋太四郎事利兵衛	雑物2個(但し明荷とも)、銀5匁、銭7貫500文
14	平野屋新助	雑物4個(但し明荷とも)、銭6貫390文
16	槌之助	雑物1個、銀51匁2分
17	当時無宿長吉	雑物1個(但し明荷)、銭650文
18	無宿八尾の丑	雑物3個(但し明荷とも)、銭500文
19	山形屋平助	雑物2個(但し明荷とも)、銀164匁、銭500文

(注)「流人雑物請取渡覚書控」。配属村の庄屋が流人着岸時に一括請け取り、村で銘々に渡したことを大庄屋を経由して松江藩代官所へ報告したもの。

非人が半数もおり、全体としては結婚前にさほど生活に余裕があったようにはうかがえない。

遠島の原因となった前科にしても、博奕関係九名、窃盗三名、傷害二名、密輸一名、盗品売買一名、謀判一名、未詳二名となっており、ごくありふれた犯罪で、格別善良な流人というわけではない。善良な流人であるため村の庄屋・年寄連署で赦免願を提出したくらの質がいいと思われる流人たちもいたが、それらの流人は現地結婚の形跡がない。したがって前科の軽重が結婚の可否に関係したとはいえないのである。

三 流人の増加と質の低下

中世までは政治犯流刑者が目立っていたのに比し、近世ことに中期以後は一般刑事犯罪の流人が圧倒的に多くなり、しかも流刑者の人数も急激に増加した。これは、従来の刑罰の主たる目的が一般予防(威嚇)にあったのに対し、近世中期以降特別予防(懲戒)に変化していくといわれること¹⁹⁾から、威嚇の意味を持つ生命刑は存続したにせよ、改悛が期待される自由刑(遠島、追放など)の幅が、実際の効果は別として、広くなったためではないかと考えられる。

隠岐の場合、第3表のように寛政期に入って存命流人の数が増加して行く。いうまでもなく死亡または赦免による減人数を上回る数の新規の流人が流入してくるからである。人数もさることながら流人の質も低下した。島前で流人数が七〇名を越えた寛政六(一七九四)年には、島後越智郡の村々庄屋連名で、悪党流人に手をやいてるので松江藩代官所役人の月二、三回の廻村を頼むという願書が出されている。²⁰⁾その二年程以前に藩の指導で松江から鉢屋を雇って悪党流人に対処したが、雇い賃も高くつき、しかも十分な雇い賃が払えないと鉢屋自身も松江に帰ってしまっただけ効果がないのである。これと似たような状況は島前にもあったであろう。

図は第3表をグラフに表したものであるが、そこに見られるように、三年間で二〇組もの流人の公認結婚が進められたのは、まさに流人数のピーク(寛政十二年から享和二年にかけての時期)に一致しているのである。寛政元年まではおそらく五〇名以内であったであろう流人の数が、寛政期には急速に増加しはじめ、十一年には九

第3表 近世後期隠岐島前存命流人員数と現地妻帯流人員数

年 代	存命流人	うち妻帯	年 代	存命流人	うち妻帯
安永 5 (1776)	4 6		14 (1817)	(6 6)	1 3
6 (1777)	4 4		文政元 (1818)	(6 3)	1 3
7 (1778)	4 1		2 (1819)	(6 0)	1 3
8 (1779)	3 8		3 (1820)	(5 9)	(1 2)
9 (1780)	?		4 (1821)	5 4	(1 2)
天明元 (1781)	?		5 (1822)	(5 1)	(1 2)
2 (1782)	?		6 (1823)	(5 0)	1 2
3 (1783)	?		7 (1824)	(4 9)	1 2
4 (1784)	?		8 (1825)	(4 6)	1 1
5 (1785)	?		9 (1826)	(4 4)	1 0
6 (1786)	?		10 (1827)	(1 6)	3
7 (1787)	?		11 (1828)	(1 5)	2
8 (1788)	3 7		12 (1829)	(1 4)	2
寛政元 (1789)	4 7		天保元 (1830)	(1 4)	(1)
2 (1790)	5 9		2 (1831)	(1 8)	1
3 (1791)	6 2		3 (1832)	1 8	1
4 (1792)	6 4		4 (1833)	1 7	1
5 (1793)	(6 8)		5 (1834)	1 6	1
6 (1794)	7 4		6 (1835)	1 5	1
7 (1795)	(8 0)		7 (1836)	2 2	1
8 (1796)	8 6		8 (1837)	2 2	
9 (1797)	8 7		9 (1838)	(2 0)	
10 (1798)	8 5		10 (1839)	2 0	
11 (1799)	9 6		11 (1840)	(3 0)	
12 (1800)	9 9	5	12 (1841)	(3 0)	
享和元 (1801)	(1 0 3)	1 6	13 (1842)	3 0	
2 (1802)	9 8	1 9	14 (1843)	(3 4)	
3 (1803)	9 3	1 8	弘化元 (1844)	(3 4)	
文化元 (1804)	(8 1)	1 7	2 (1845)	3 4	
2 (1805)	(8 0)	1 7	3 (1846)	(4 2)	
3 (1806)	8 0	1 7	4 (1847)	3 4	
4 (1807)	(8 1)	1 7	嘉永元 (1848)	3 4	
5 (1808)	8 0	(1 6)	2 (1849)	(3 3)	
6 (1809)	7 6	(1 6)	3 (1850)	3 3	
7 (1810)	7 2	(1 6)	4 (1851)	(3 8)	
8 (1811)	6 7	(1 6)	5 (1852)	(3 8)	
9 (1812)	6 5	(1 5)	6 (1853)	(3 8)	
10 (1813)	(6 9)	(1 5)	安政元 (1854)	(3 8)	
11 (1814)	6 6	(1 5)	2 (1855)	3 8	
12 (1815)	(6 6)	(1 5)	3 (1856)	3 8	
13 (1816)	(6 6)	(1 5)	4 (1857)	?	

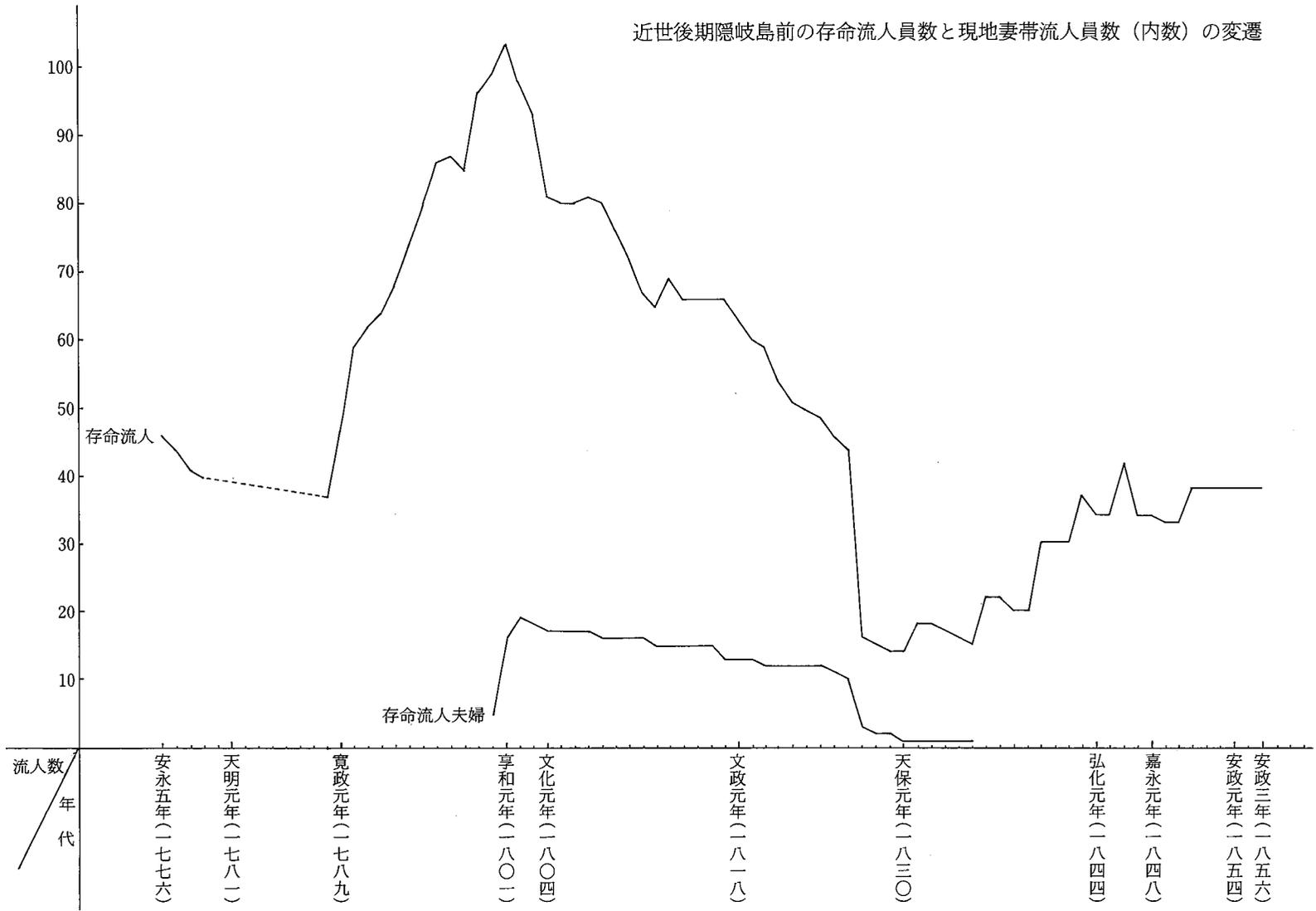
流人の結婚について

松尾寿

(注1) 存命流人員数は「隠州嶋前村々流人預帳」の、現地妻帯流人員数は「嶋前村々流人妻子宗門改証抛帳控」(文政6年のみ松浦家文書)の集計による。

(注2) ()内は、「科口書」「火難吟味書」「死亡口上書」などを前後年代の上記史料と照合し、生存が確認できる流人員数を集計したものである。

近世後期隠岐島前の存命流人員数と現地妻帯流人員数（内数）の変遷



[434]

○名を越え、享和元年には一〇〇名の大台に上った。⁽²¹⁾その後、流人の総数は死亡または赦免流人の数が新規流人の数を上回り、天保初年まで漸減した。流人の公認結婚はというと、これもその後新しい縁組みはなく、右の三年間に結ばれた夫婦が死亡または赦免で漸次減少していっただけである。

八丈島の流人の状況について著した近藤富蔵は次のように記している。

「婦人ヲ得レハ男ハ職業ヲハゲミ、女ハ山野海浜ニ糞リテ食ヲ求メテ生活ス、然ルニコレヲ忌テ県令エ上書シテ、流人水汲ヲ禁セシム事ヲモフス事アリ、則チコレヲ免容アリ⁽²²⁾」

すなわち、流人も夫人を得れば仕事に励み、夫人もよく働いて真つ当な暮らしをするにもかかわらず、流人が水汲女を置くことを禁止するよう島民が申し出て認められたというのである。理由は子どもができて食料不足を来すということであった。また、次のようにも記している。

「慶長ノムカシ地代官奥山氏、流人ニ水汲ト名ケテ婦女ヲ免セシニ依テ逆乱スクナシ、科禁ニソムクラ知ラヌフリテ、罪人ニ妻子ヲ見許スノミナラズ、赦免ノ已後ハ望ノ如ク本国エ妻子ヲ呼出ス事ヲ願ヘバ、即チ聞届玉フ。公ノ仁恵コソ難有⁽²³⁾」

すなわち、慶長のころ地元代官が流人に水汲女の名目で女性と暮らすことを許したことによって反抗・乱暴が少なくなったので、流人妻帯はご法度であつたけれども、それを無視して妻帯を許可したというのである。

隠岐においてこのような効果が期待されたのかどうかはわからない。

第4表 島前の総人口と男女比および総人口に対する流人比

年 代	人 口	男	女	男100に対し女	流人	総人口100 に対し流人
安永3年 (1774)	6,609	3,251	3,358	103.29	?	?
4年 (1775)	6,685	3,316	3,369	101.60	?	?
5年 (1776)	6,807	3,372	3,435	101.87	46	0.68
寛政11年 (1799)	7,371	3,628	3,743	103.17	96	1.30
12年 (1800)	7,472	3,682	3,790	102.93	99	1.32
享和2年 (1802)	7,475	3,690	3,785	102.57	98	1.31
3年 (1803)	7,477	3,681	3,796	103.12	93	1.24
文化元年 (1804)	7,231	3,580	3,651	101.98	81	1.12
文政9年 (1826)	9,505	4,682	4,823	103.01	44	0.46
10年 (1827)	9,612	4,727	4,885	103.34	16	0.17
天保4年 (1833)	9,912	4,851	5,061	104.33	17	0.17
5年 (1834)	9,986	4,896	5,090	103.96	16	0.16

(注) 「海士郡・知夫里郡宗門惣人数并増減書出帳」「海士郡・知夫里郡宗門改目録」などによる。

いが、流人数が一〇〇名を越えようかという時期に、流人の悪業に困惑した島民が願ひ出たか、あるいは流人懐柔策として松江藩の積極的な指導がなされたかのいずれかによって、流人と島の女性との公認された夫婦が短期間に二〇組も誕生したものと考えられる。これらの夫婦はいずれも男性流人と女性島民との縁組みであつて、流人同士の結婚も、女性流人と男性島民との結婚もない。

隠岐は漁業の島で、男性は漁に出てよく遭難し、女性の人口比率が高く結婚相手に恵まれない女性がたくさんいたので、流人と夫婦になるケースが多かつたという臆説がある。男性一〇〇人に對し女性がほぼ九〇人内外という当時の全国的状況²⁴に比べると、第4表のように確かに女性の人口比率は高いが、いわれるほどの男女差ではないし、この表の年代で見るとかぎり集中的な結婚が始まつた寛政十二年でも男一〇〇人に對して女約一〇三人であつて、その比率は他の年とさして変わらず、また享和三年以降も同じような比率（天保期は女性比率がさらに高くなる）であるにもかかわらず公認夫婦の誕生はないから、この臆説は成り立たない。

四 流人妻帯の効果

さきに八丈島の流人が水汲女を置くとおとなしくまじめに働くといわれる記事を見たが²⁵、そのような効果が隠岐でもあつたかどうかを具体的に示す史料には今のところ恵まれないので未詳である。一連の結婚が政策として進められたのであれば、勧めた側がそうした効果を期待していたことは確かであろう。

第5表は、着岸から死亡しないし赦免までの動向が判明する天明八

第5表 非妻帯流人と妻帯流人の平均寿命

配置村	非妻帯流人	人数	妻帯流人	人数
海士	54.0歳	27人	61.8歳	5人
布施	40.4	8		0
崎	48.0	8	60.5	2
太井	57.0	2		0
福井	47.2	9		0
宇津賀	51.8	4		0
豊田	55.5	2		0
知々井	45.7	3	53.0	2
知夫里	57.7	15	66.3	4
浦之郷	54.7	25	70.0	2
美田	53.6	18	60.3	3
別府	45.5	4		0
宇賀	62.0	4	67.8	2
島前計	52.6歳	129人	62.8歳	20人

(注) 両者を合わせた平均寿命は53.99歳。

(一七八八)年より安政三(一八五六)年までの流人に限定し、現地で結婚した流人と結婚しなかつた流人と、どちらがどのくらい長命であつたかを比較したものである。天明七年以前の着岸流人で八年以後も生存していた流人もかなりいたが、それ以前に死亡した流人もいるから平均が出ないし、安政三年時点でまだ生存している流人はその後どれほど生きのびたかわからないので、それらを除いて計算した数値である。また赦免となつて離島する流人は島での生活期間が長いので、妻帯流人も非妻帯流人も等しく離島時点の年齢をかりの寿命として加えて計算している。

この期間の島前総流人の平均寿命はほぼ五四歳であり、八丈島の流人の平均寿命五六歳²⁶と比べて二年ほど短い。暮田も指摘しているように当時としては決して短命とはいえない。そのなかでも妻帯

流人の方がさらに寿命が長く、島前全体では非妻帯流人よりもほぼ十年余り長生きしているのである。もちろん個々の流人の遺傳的體質その他の特性や偶然性もあるのでいちはいえないが、同じ条件のもとに追い遣られた流人たちのなかでこれだけの差がでるとは、妻帯流人の方が非妻帯流人よりも精神的にも物質的にも相対的に恵まれた暮らしをすることができたことを表している。

次に、妻帯流人と非妻帯流人を比較する一つの象徴的な事件を取り上げてみよう。²⁷文化七（一八一〇）年二月二十八日、浦之郷村流人無宿櫛屋の卯之松（非妻帯流人）が宇賀村流人大坂屋吉兵衛（妻帯流人）のところへやってきて喧嘩となり、卯之松は棒で殴られ、首を締められて殺され、死体は美田村の山中に捨てられた。同月晦日杉苗を取りに来た宇賀村の百姓重

右衛門によって死体が発見され、一か月ほどして吉兵衛ならびにそれに関わりあつた疑いで宇賀村流人槌之助（妻帯流人）が逮捕された。槌之助はまもなく釈放されたが、吉之助は十一か月の入牢のち翌年閏二月処刑された。卯之松の死体には刃物疵はなく、棒で殴られた疵跡と縄で締められたような擦り疵と合わせて十二か所があり、銭二〇〇文も死体とともに残されていたが、逆に彼は吉兵衛宅へ出かけるときに小さい出刃庖

第6表 流人吉兵衛の家財・雑物

家財・雑物	数	備 考
居小屋	1軒	梁行2間・桁行3間 うち戸4枚、障子3枚 外に雪隠1ヶ所
畳	6畳半	損じあり
鍋	2つ	口差渡し6寸
水瓶	1つ	
柄杓	1本	
食次	1	杓子・蓋とも
小桶	2つ	口差渡し1尺
水担桶	1荷	
つき白	1膳	
火箸	1膳	
茶碗	1膳	
常器膳碗	2膳	
味噌桶	1	口差渡し1尺3寸 うち味噌少々入
醬油樽	1	2升入 うち醬油少々入
たばこ盆	1	火入とも
枕	2つ	うち1つ損じあり
庖丁	1	
切盤	1	
神棚	1	
蒲団	1	幅4幅 表花文唐草小紋、裏浅黄 吉兵衛が牢内へ持参
叭	1	
白米	4升	
古鉈	1挺	
計23口		
外に、小庖丁	1	流人卯之松が持参したもの

(注) 「文化7年4月、宇賀村流人吉兵衛家財・雑物附立帳」(渡辺家文書)。

丁を懐にしていたので、卯之松の方が最初からやる気であつて、吉兵衛の行為は正当防衛であつたのではないかと思われる。²⁸

第6表は逮捕された吉兵衛の家財・雑物を調べたものであるが、六坪の小屋に畳が六畳半あり、常器膳碗二つ、枕二つ、白米に調味料、それに神棚一つというところが、慎ましいなかにも落ち着いた夫婦生活を送っていたことをうかがわせる。それに対して、卯之松の遺品は紙の腰差一、出刃庖丁一、銭二〇〇文のみで、そっくり浦之郷村専念寺へ納められた。²⁹吉兵衛も卯之松もともに大坂で小商いをしていた町人で、吉兵衛は先に見たとおり友だち仲間と博奕を開帳した罪で寛政六年に流罪、卯之松は酒に酔つて夜中に路上で婦人に密会をしかけて二十四か国御構追放となり、その後御構場所に立

ち帰って博奕に加わった罪で寛政九年に流罪となった男である。卯之松は隠岐着岸時には錢七〇〇文と雜物四個を所持していた。彼には婦女暴行（未遂）という前歴があるにせよ、ほぼ同じような出自であり、また同じような罪によって同じ隠岐に流されてきた二人が、妻帯した場合としない場合で、十年足らずのうちにこれだけの差を生んでいるのである。

吉兵衛は入牢中病気になったが、医師榮庵が診療し、藁代として錢一貫文を村で負担しており、また夫が入牢して働き手を失った女房のためには、夫が逮捕された文化七年三月から処刑された翌年閏二月まで、扶持米代合わせて錢九貫九〇〇文（一石六斗五升分）と薪代合わせて錢三貫三〇〇文（二二匁分）が支給されている³⁰。いかにも手厚い保護といえよう。ここにも流人の結婚そのものが多分に政策的であったことを匂わせるものがある。ためはその後流人後家として暮らし、天保七（一八三六）年六〇歳でまだ健在であった。

五 赦免と離婚

本稿が対象としている安永五（一七七六）年から安政三（一八五六）年までに、隠岐島前に限って見ると、享和三（一八〇三）年八月、文政九（一八二六）年三月、弘化三（一八四六）年九月、同四年四月の四回にわたって赦免があった。

島前では享和三（一八〇三）年に三三名の赦免があったが、うち二六名はすでに死亡していた³¹。生存者七名のうち妻がいたのは知夫里村流人山形屋平助である。彼は在島十一年、知夫里村しなと結婚してわずか一年であったが、赦免にあたって次のような離縁状³²を提

出し、郷里へ帰って行ったのである。

口上之覚

私妻知夫里郡知夫里村新九郎（マ）從弟^三而御座候、去戌年私妻ニ仕罷在候、然処今度私遠嶋御赦免被為遊候ニ付、右妻縁を切新九郎方江差遣シ、私儀旧里江罷戻り申候、以上、

鳥丸六角下ル町
町中借屋
町用人
山形屋
享和三年亥八月
平助（爪印）

右之通紛無御座候、以上、

知夫里郡知夫里村
年寄九兵衛（黒印）
庄屋幸七（黒印）
大庄屋官藏殿

右之通吟味仕候処如此御座候、以上、

大庄屋官藏（黒印）

内田所左衛門様
石川門八様

いわゆる三下り半である。女房であったしなは従兄である知夫里村新九郎のもとに帰った。

赦免になったけれどもすでに死亡していた二六名のなかには、和元年に別府村たまと結婚し翌年五月七日には死亡した美田村流人肴屋太四郎事利兵衛がいた。通常であれば女房たまは流人後家になるところであるが、死亡直前に離婚したのか、その後の「流人妻子

宗門改帳」には出てこない。享和三年三月の「嶋前人数増減目録」に「老人、流人妻離別増」「老人、流人妻罷成減」とあるが、この増は、前年四月以後一年間のうちの離別としては利兵衛女房以外には考えられないので女房たまのことであり、また減は、前年四月以降に結婚したのは右の山形屋平助のみであるから、その女房しなのことである。このように流人の女房になったものは村の宗門改帳からは除かれて流人妻子宗門改帳に入れられ、流人と離縁すれば村の宗門改帳の方へもどされた。

文政九年には三〇名の赦免があつた。⁽³³⁾ 赦免離島直前に病死した知夫里村流人甚助もいたが、⁽³⁴⁾ あとは生存者ばかりだつたようである。三〇名のうち七名は女房がいたがすべて前掲のような離縁状を書いて島を離れている。二三名は妻子がなかつたが、⁽³⁵⁾ そのうち海士村の新助、崎村の惣吉、知々井村の丑の三人は妻帯流人であつたのに妻とはすでに死別していた。弘化三年にはわずかに一名、⁽³⁶⁾ 同四年には六名、⁽³⁷⁾ いずれも生存者ばかりが赦免になつてゐるが、妻帯者は一人もいなかった。

文政九年赦免流人のうちの妻帯流人はいずれも二十四ないし二十六年間も連れ添つた女房を離縁して故郷へ帰つてゐる。流人のなかには赦免になつても村に残ることを希望し認められることがあつた。文政十年三月の「海士郡・知夫里郡宗門帳惣人数并増減書出帳」の浦之郷村の部分には「老人男、遠島御赦免ニ付増」とあつて、前年三月に赦免になつたもの一名が一年以内に村人に編入されたことを示している。このとき浦之郷村では七人もの流人が赦免となつてゐるので、だれであるか確定しがたいが、そのうちの文吉（二人いる

のでどちらか）はのち文政十二年に再住を認められて、浦之郷村平大夫の下男になつてゐる。⁽³⁸⁾ ほかにこの文政九年赦免流人のなかには、天保四（一八三三）年に再住を認められて知夫里村幸吉の下男となつた元流人卯兵衛、同年に再住を認められて美田村源助後家の下男になつた元流人幸助などがいた。⁽³⁹⁾ 少し期間を置いて再住を希望したものは、一度郷里へ帰つたけれども安住の場所がなく、住みなれた隠岐で残る人生を送りたいと思つたのかもしれないが、赦免後直ちに村人に編入された流人は隠岐島民の人情や生活環境がよほど気に入つたのであろう。

下つて弘化三（一八四六）年九月赦免となつた太井村流人久保嘉蔵は、赦免に際して庄屋・大庄屋を通じ次のような覚書を松江藩代官に提出している。⁽⁴⁰⁾

覚

一私儀今度遠嶋御赦免被為遊候ニ付、致出嶋候哉、又ハ在嶋相願候哉
 与御尋被遊候処、出嶋仕度奉願候、以上、
 すなわち、弘化のころには赦免になつた流人に対して、郷里に帰りたいか、そのまま隠岐で暮らしたいかと希望を聞いていたことがわかる。この久保嘉蔵は紀州の百姓家に生まれ一九歳で京都一条家裏方附大政所の間中となり、博奕元手貸付けと暴行の罪で天保十（一八三九）年六月着岸した流人で、在島わずか七年、四〇歳、京都では山城屋嘉市という弟が待つてゐた。右の「在嶋相願候哉」という趣旨からすれば、赦免となつた流人がもし望むならば隠岐国の住人になることもできたのである。

先の文吉、卯兵衛、幸助などのような事例があるなかで、妻帯流

人たちが長年連れ添った女房と別れてまで隠岐を離れようとしたのは何故か、まことに不可解であるが、前章までに見たように結婚そのものが政策として進められたとしたら、赦免のときもなかば強制的に離縁状を書かされたのではないかと考えられる。

流人が赦免になると、女房もさることながら残された子どもが問題である。ところが、「流人妻子宗門改証拠帳」は「妻子」とも書くべきであるにもかかわらず、寛政十二年以後のそれには子どもの記載が全くない。八丈島では内縁関係ではあるが、明和三(一七六六)年に流人の子が男女合わせて六三人もいた⁽⁴⁾。年齢的にも期間からしても隠岐では流人の子どもの出生が一人もないのはあまりにも自然である。年末詳正月の「流人制事の趣ニ付寛書」に、

一流人妻子之儀ハ兼而被仰渡も有之候処、一統令心得違、流人妻ニ罷成子共令出生候而も、流人妻子帳ニ不緒哉ニ相聞、是又不届至極之取計ニ候、以来流人妻子ニ成候もの、無聊翌年宗門改証流人妻子帳ニ載可差出候、勿論出生之子共義も是又有躰ニ可書出候、

とあって、子どもが出生しても流人妻子帳に載せない風潮があったことがわかる。この後は出生の子どもも必ず流人妻子帳に載せるように通達されているが、寛政期以降は一向に守られていなかったようである。末次平蔵の娘をはじめとして安永四年までは流人の子が流人妻子帳に記されていたが、早くもその安永四年三月の「海士・知夫里郡宗門惣人数并増減書出し帳」に、

(海士郡) 右之寄

式千九百貳拾六人

惣人数高式千九百貳十八人

内

式人流人女子ちう入

(中略)

内

百姓式千八百九拾五人 此内流人女子ちう入

(知夫里郡) 右之寄

惣人数合三千七百五十七人

内

三千七百五十六人
式人流人女子入

(中略)

内

百姓三千七百拾八人 此内江流人妻子中入ル

とあって、その時点で流人の娘三人を一般村人に編入していたのではないかと思われる。そして集中的に結婚が進められた寛政十二年以後の流人の子は、妻子帳には入れられなかった。流人の子としてなんらかの不自由があり、その差別を避けるために形式上は女房の実家か、村の誰かの養子として流人妻子宗門改帳の方ではなく一般の宗門改帳の方に入れられたのであろう。

おわりに

従来、遠島となった流人が流刑地の島で現地の女性と結ばれることは禁じられていたが、伊豆七島などでは水汲女と呼ばれる形式で非公認の同棲生活が黙認されていたのに対し、隠岐島ではれっきとした妻という形式で流人の現地女性との結婚が公に認められていたとされてきた。しかしながら、その根拠とされた「流人妻子宗門改証拠帳」に見られる夫婦が成立したのは、寛政十二(一八〇〇)年

から享和二（一八〇二）年の三年間二〇組に限定された、いわば特例ともいべき現象であり、その以後には公認された夫婦は新しくは生まれていない。この三年間は島前の流人数がピークに達した時期と一致しており、とめどもない流人数の急増に脅威を感じ、また一部流人の悪業に手をやいた村役人または代官所の側からの政策として結婚が進められた可能性が強い。結婚した夫婦は相対的に見るならば精神的にも物質的にもより落ち着いた暮らしを送っており、その点では流人結婚政策は一定の効果を生んだわけである。しかし、その間の縁組成立数は二〇組にすぎず、その二〇人がどのようにして選ばれたのかという問題は残る。

三年間に二〇組の結婚がありながら享和三年以降に流人夫婦が全く成立しないというのも不自然である。中年以下の流人の性生活の面に限ってみても、相手が得られない苦しみはかなりの理性と忍耐を伴うものであつたらうから、公認夫婦以外にも非公認の関係があつたことは考えられる。しかし、これも相手の同意がなければ婦女暴行罪（強制猥褻罪または強姦罪）が成立するわけであるから、流人の身ではめつたなことはできなかったであろう。当時の御定書百箇条でも「女得心無之に押て不義いたし候者、重追放⁴²」とある。島替えになる程度ならまだしも、遠島の上の刑罰は死刑である。このように見ると、隠岐流人は現地女性と結婚することを公認されていたという従来の見解を手ばなしで認めるわけにはいかない。結ばれた二〇人以外の流人にとっては、「水汲女黙認」という状態よりもむしろ不自由であつたかもしれないのである。

さらに、寛政期に入つて急速に流人数が増加したのは何故か、近

世刑事法史ならびに犯罪社会史の問題も残る。御定書百箇条が編纂されて約半世紀が経過し、江戸では刑事政策の見懲主義から懲戒主義への思想転換の象徴である人足寄場が発足したところである。隠岐へ流されてきた流人の前科の質の変化の問題とともに検討を進めなければならない問題であろう。

注

- (1) 『天保集成絲綸録百』天明八年九月評定所一座江「古事類苑」法律部下巻所収、二八三ページ。
- (2) 伊豆七島流人の結婚については、近藤富蔵『八丈実記』第四巻（一八八七年、一九六六年八丈実記刊行会編）、二二―一二ページ、同第三巻（一九七一年同編）、五一―五二ページなどのほか、暮田しのぶ『八丈島の流人』（『地方史研究』三九号）、二〇―二二ページ、川崎房五郎『江戸時代の八丈島』（一九六四年）、六四―六五ページおよび二〇―二一三ページ、葛西重雄・吉田貫三『八丈島流人銘々伝』（一九六四年、八二年増補三訂版）、一六一―一八二ページ、山本清司「関東幕領に於ける遠島刑」（『法政史学』一四号）、九六―九七ページ、大隈三好『江戸時代流人の生活』（一九七〇年）、九七―九八ページ、同『伊豆七島流人史』（一九七四年）、一一二―一七二ページ、池田信道『三宅島流刑史』（一九七八年）、四九―五〇ページなどがあり、天草島流人の結婚については、服藤弘司「遠島」地天草」（『九州大学九州文化史研究所紀要』八・九合併号）、八九―一〇六ページ、大隈三好「西南諸島流人の歴史」（一九七七年）、一六〇―一六二ページ、などがある。

- (3) 山本清司前掲論文、九六ページ。
- (4) 横山弥四郎『隠岐の流人』(一九五三年、六二年再版)、三五—三六ページ、井上吉次郎「家と庄屋と流人」(『関西大学文学論集』六卷三・四合併号)、七四—七五ページ、山本清司前掲論文、九七ページ、近藤泰成『隠岐・流人秘帳』(一九六一年、七九年改訂版)、四九—五〇ページ。
- (5) 横山弥四郎前掲書、三六ページ。
- (6) 島根県隠岐郡西ノ島町、松浦康麿家文書、「文政六年三月、嶋前村々流人妻子宗門改証契帳」。
- (7) 拙稿「隠岐流人源次郎の結婚と離婚」(『部落の生活史』一九八八年、所収)二〇四ページ。
- (8) 隠岐島は四つの島とそれに付属するたくさんの小島から成っており、北東側の比較的大きい円形の島(大島)を「島後」といい、西南側の比較的小さい三つの島(中ノ島・西ノ島・知夫里島)をまとめて「島前」という。史料の制約上、本稿で取り上げる流人の結婚の実態は島前に限らざるをえないが、隠岐国全体が幕領で松江藩預り地となっていたので、島前の実態は島後にも通じるものと考ええる。
- (9) 島根県隠岐郡海士町、村尾周家文書。なお、本稿の史料で特に注記しないかぎり、この村尾家文書である。
- (10) 「享保六年三月、宇津賀村家数牛馬改算書案」に、
 女吉人 是ハ去十月与流人新九郎女房ニ罷成候ニ付宗門帳
 奥ノニ除候ニ付如此
 男吉人 是ハ流人新九郎継子ニ付右同断
- (11) 「享保十七年十二月、宇津賀村鏡帳写」に、
 一 流人式人 新九郎、半三郎
 一 新九郎子三人 帳付ケ
- (12) 島根県隠岐郡西郷町、佐々木章家文書、「寛政十二年六月、流人政事仰渡請書」。
- (13) 拙稿、前掲「隠岐流人源次郎の結婚と離婚」。
- (14) 拙稿「新蔵の一生と法制史上の若干の問題」(『部落』五一五号)。
- (15) 島根県隠岐郡海士町歴史民俗資料館保管、渡辺庸家文書、「天明四年七月、流人惣吉科口書」。
- (16) 拙稿「近世後期隠岐流人の罪状について」(『山陰史談』二二二二—二二二三ページ)。
- (17) 大隈三好、前掲『伊豆七島流人史』一一五ページ。
- (18) 隠岐島前においても近世後期の政治犯は管見のかぎり三例のみであり(拙稿、前掲「近世後期隠岐流人の罪状について」、ほかに大塩の乱関係者の子どもが「父之科」によつて一五歳になつてから流されて来ている。政治犯の一例としては、拙稿「寛政五年備後国神石郡時安村百姓一揆と遠島について」(『地方史研究』二二二四号)。
- (19) 石井良助「刑罰の歴史(日本)」(一九五二年)一同「日本刑事法史」(一九八六年)所収、七四—九〇ページ。
- (20) 島根県隠岐郡都万村、安部高好家文書、「寛政六年五月、嶋中流人制し方一統願書控」。なお、安部家文書は現在は隠岐郷土館(隠岐郡五箇村)に寄託されている。

- (21) 従来の研究では、島前流人の最多数時の数を寛政十二（一八〇〇）年の九九名としていたが（田中豊治『隠岐―島嶼経済の構造と変貌』一九七七年、二〇八ページ）、新規着岸流人を含む生存流人を、前後年代の史料から確認していけば、最多数時の数は享和元（一八〇一）年の一〇三名となる。
- (22) 近藤富蔵、前掲『八丈実記』第四卷、二二一ページ。
- (23) 右同書、二二二ページ。
- (24) 関山直太郎『近世日本の人口構造』（一九五八年）、二六六―七四ページ。
- (25) 注(22)(23)参照。
- (26) 暮田しのぶ前掲論文、二二二ページ。
- (27) 「文化七年三月、卯之松変死ニ付注進書控」「文化七年四月、卯之松変死ニ付字賀村庄屋・年寄・頭百姓連署口上覚書控」。および渡辺家文書、「文化八年二月、流人吉兵衛一途入用書出帳」。
- (28) 「文化八年閏二月、卯之松遺品請取状」に、「出刃庖丁壹、是ハ字賀村流人吉兵衛方へ懐中罷越候分」とある。この庖丁は吉兵衛にもぎとられたのか吉兵衛の家に残されていた（第6表参照）。
- (29) 前掲「卯之松遺品請取状」。
- (30) 前掲渡辺家文書「流人吉兵衛一途入用書出帳」。
- (31) 「享和三年八月、赦免流人のうち無妻子者覚書控」「同、赦免流人貸借有無調書控」「同、赦免流人のうち死亡者書上覚書控」。
- (32) 「享和三年八月、山形屋平助離縁状」。
- (33) 「文政九年三月、赦免流人書上覚書」「同、赦免流人貸借有無調書控」「同、赦免流人持ち物書上覚書」。
- (34) 「文政九年三月、流人甚助死亡ニ付口上書控」。
- (35) 「文政九年三月、赦免流人のうち無妻子者覚書控」。
- (36) 渡辺家文書、「弘化三年九月、久保嘉蔵赦免請証文控」「同、赦免流人出嶋仕度段書付控」「同、赦免流人貸借有無調書控」「同、赦免流人妻子有無調書控」「同、赦免流人雑物書上控」。
- (37) 「弘化四年四月、赦免流人書上覚書」「同、赦免流人持ち物書上覚書」。
- (38)(39) 「天保四年三月、海士郡・知夫里郡宗門帳惣人数并増減書上帳」。
- (40) 前掲渡辺家文書「赦免流人出嶋仕度段書付控」。
- (41) 近藤富蔵、前掲『八丈実記』第三卷、五一ページ。
- (42) 「御定書百ヶ条」（滝本誠一編『日本経済大典』第一卷、一九二八年、所収）、八二三ページ。

〔付記〕本稿のための史料調査にあたっては、安部高好氏、佐々木章氏、松浦康麿氏、村尾周氏ご夫妻、海士町歴史民俗資料館のみなさんにたいへんお世話になった。記して謝意を表する。なお、本稿は一九八九、九〇年度科学研究費補助金（一般研究B）による「隠岐流人に関する研究」の成果の一部である。